

令和7・8年度 宜野湾市小規模工事等契約希望者の登録要領

1. 受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）

※2月28日までの消印有効

2. 提出方法

提出方法は、郵送のみとなります（窓口での受付は行いません）。

※申請受付の確認書類（控え）が必要な場合は、「宜野湾市小規模工事等契約希望者登録申請書」の写しと返信用封筒（切手貼付）を各自で用意し、申請書類と一緒に同封してください。

3. 提出先及び問い合わせ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市役所 総務部 契約検査課 契約検査係 （市役所本館3階）

TEL：098-893-4425（直通）

FAX：098-893-4414

4. 登録できる方

- （1）法人は本市に本店を置き、法人市民税課税台帳に登録されている者
個人は本市に住民登録のある者
- （2）成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者でない者
- （3）建設工事等の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- （4）希望業種に必要な資格、免許等を有する者
- （5）市税を滞納していない者（ただし、分割納付者は除く。）

5. 対象となる契約

発注予定価格が1件当たり税込み130万円以下の小規模な建設工事及び修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易なもの

6. 登録申請の方法

次の書類を提出してください。

- （1）宜野湾市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- （2）法人は登記事項証明書（写）
個人は代表者の身分証明書（写）

※身分証明書は、本籍地のある市町村で交付しています。

- （3）市税納付状況調査同意書（様式第2号）
- （4）希望する業種に必要な資格、免許等を証明する書類の写し

※市税納付状況調査の審査基準日は令和7年1月1日現在です。

（令和7年3月以降の申請については、8. 登録日及び登録期限の表をご参照ください。）

7. 宜野湾市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）の書き方

- （1）「所在地又は住所」について

法人は、登記事項証明書の通り、本店所在地を記入してください。

個人は、事業を行っている所在地を記入してください。

(2) 「商号又は名称」について

法人は、登記事項証明書の通り記入してください。

個人は、通常使用している名称を記入してください。

(3) 「代表者・氏名」について

法人は、登記事項証明書の通り役職名から記入してください。

個人は、「代表者」と記入してください。(例：代表者 宜野湾 太郎)

(4) 申請書に押印する印鑑について

実印でなくても構いませんが、見積書や契約書等に使用する印鑑となりますので、ゴム印等変形しやすいものや、量販されている印鑑は使用しないでください。

(5) 希望業種について

別表1の工事の業種から3業種以内とし、資格、免許等が必要な業種はその資格、免許等の名称を記入してください。

8. 登録日及び登録期限

(1) 受付期間内の受付分は、令和7年4月1日付けで登録します。

(2) 受付期間以降の申請については、次の表のとおりとします。

申請一覧表

申 請 期 間		登録年月日	市税納付状況調査 審査基準日
2回	令和7年3月 ～ 令和7年5月末日	令和7年7月1日	令和7年4月1日
3回	令和7年6月 ～ 令和7年8月末日	令和7年10月1日	令和7年7月1日
4回	令和7年9月 ～ 令和7年11月末日	令和8年1月1日	令和7年10月1日
5回	令和7年12月 ～ 令和8年2月末日	令和8年4月1日	令和8年1月1日
6回	令和8年3月 ～ 令和8年5月末日	令和8年7月1日	令和8年4月1日
7回	令和8年6月 ～ 令和8年8月末日	令和8年10月1日	令和8年7月1日
8回	令和8年9月 ～ 令和8年11月末日	令和9年1月1日	令和8年10月1日
令和8年12月からは、次回受付まで申請を受け付けません			

※登録の有効期間は、令和9年3月31日となります。

9. 登録者名簿の取扱い

小規模な建設工事及び修繕を発注する際の選定の対象になります。

※見積り参加や契約を約束するものではありません。

一般に公開しますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

10. 登録事項の変更の届出

申請事項に変更等が生じた場合は小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届（様式第4号）により遅滞なく届け出てください。

11. 法令等の遵守

契約の履行に当たっては、関係法令及び本市財務規則を遵守してください。

12. 登録の取り消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取り消しを行います。

- （1） 4. 登録できる方の登録要件に該当しなくなった場合
- （2） 倒産し、又は破産した場合
- （3） 契約に関して談合等不正又は不誠実な行為があった場合

13. 契約保証金

契約を締結する際の契約保証金の納付については、原則免除します。

小規模工事等の種類及び例示

番号	工事の種類	工事の例示
1	土木一式工事	道路・下水道などの修繕工事
2	建築工事一式	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、モルタル工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、型枠工事、造作工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、機内電気設備工事、照明設備工事
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガスパイプ工事、ダクト工事等
10	タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組み立て工事等
13	板金工事	板金加工取付け工事等
14	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
15	塗装工事	塗装工事等
16	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
17	内装仕上工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテンブラインド工事等
18	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事
19	電気通信工事	電気通信路線設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設備工事等
20	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事及び樹木剪定、草刈業務等
21	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
22	消防設備工事	火災報知設備工事等
23	その他工事	上記にあてはまらない工事

※ 宜野湾市上下水道局指定給水装置工事事業者が施工する給水装置工事、及び宜野湾市下水道排水設備指定工事店が施工する排水設備工事は除く。

様式第 1 号（第 5 条関係）

宜野湾市小規模工事等契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

宜 野 湾 市 長 様

宜野湾市が発注する小規模工事等について、契約希望者の登録をしたいので、宜野湾市小規模工事等契約希望者の登録等に関する規程第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

所在地又は住所	〒 宜野湾市		
商号又は名称	(フリガナ)		
代表者・氏名	(フリガナ)		使用印鑑
電 話 番 号		F A X 番 号	

自 宅 の 住 所	〒
-----------	---

※ 使用印鑑は、見積書や契約書等に使用することになるものです。

希望業種（3 種類以内）

番 号	登録希望業種 (別表 1 の工事の種類から 選択して下さい。)	具体的な工事の内容	許可・免許を有する 場合、その種類名称等

送付書類

- 希望業種の履行に際して、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、それを証明する書類の写しを添付して下さい。
- 許可・免許を必要としない業種でも、資格等を持っていれば、その資格を証明する書類の写しを添付して下さい。

様式第2号（第5条関係）

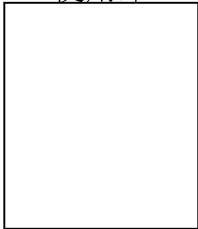
市 税 納 付 状 況 調 査 同 意 書

令和 年 月 日

宜 野 湾 市 長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
生 年 月 日
現 住 所

使用印



私は、宜野湾市小規模工事等契約希望者登録申請のため、次の宜野湾市税の納付状況について宜野湾市が関係公簿を調査することに同意します。

調査に同意する税目

- 1 個人市民税（特別徴収を含む）
- 2 法人市民税
- 3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税

様式第 4 号（第 9 条関係）

宜野湾市小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届

令和 年 月 日

宜野湾市長 様

小規模工事等契約希望者登録事項に変更・廃止があったので、宜野湾市小規模工事等契約希望者の登録等に関する規程第 9 条の規定により、下記のとおり提出します。

所在地又は住所	〒 宜野湾市		
商号又は名称	(フリガナ)		
代表者職・氏名	(フリガナ)		使用印鑑
電 話 番 号		F A X 番 号	

1. 変更年月日 令和 年 月 日

2. 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

※ 添付書類

許可・免許が必要な業種の変更又は追加を希望する方は、その資格を証明する書類の写しを添付してください。

3. 廃止年月日 令和 年 月 日